

地方からの提案(計画策定等)

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(64件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 重点19	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	総務省	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県
3	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 重点20	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年第59号)第27条の17	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県
4	鳥取県、兵庫県、全国知事会 重点21	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条	厚生労働省、国土交通省	—
5	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会 重点22	B 地方に対する規制緩和	11_その他	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	宮城県、岡山県、福岡県
6	鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会 重点23	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。	地震防災対策特別措置法(平成7年第111号)第2条	内閣府	宮城県、千葉市、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県
8	島根県 重点24	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	消費者庁、環境省	宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県

14	高山市 重点19	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。 また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項	総務省	宮城県、長野県、京都市
58	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 重点25	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱	国土交通省	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県
72	広島市 重点26	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市
74	岡山県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目的に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。	湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2	環境省	宮城県
102	新潟県、群馬県 重点27	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条	厚生労働省	宮城県、神奈川県、川崎市
103	新潟県 重点28	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。	有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5項	農林水産省	宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮崎県
130	広島県、全国知事会 重点29	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	土地利用基本計画の策定義務の廃止	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める	国土利用計画法第9条	国土交通省	伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県

131	広島県、宮城県、 全国知事会、中国 地方知事会 重点30	B 地方に対 する規制緩和	05_教育・文 化	日本語教育推進に関 する地方公共団体の 基本的な方針の廃止	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	外務省、文部科学省	仙台市、豊橋市、岡山県、宮 崎県
133	広島県、広島市、 全国知事会 重点31	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福 祉	都道府県障害福祉計 画の策定義務の廃止 及び他の上位計画等 の策定により代替可 能とすること	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮 崎県
134	広島県、広島市、 全国知事会 重点31	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福 祉	都道府県障害児福祉 計画の策定義務の廃 止及び他の上位計画 等の策定により代替 可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	児童福祉法第33条の22	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮 崎県
135	広島県、宮城県、 広島市、全国知事 会 重点32	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地	家畜排せつ物利用促 進都道府県計画の策 定につき他の上位計 画等の策定により代 替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条	農林水産省	長野県、京都府
136	広島県、宮城県、 広島市、全国知事 会 重点33	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地	酪農・肉用牛生産近 代化都道府県計画の 記載内容及び策定手 続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3	農林水産省	長野県、京都府、沖縄県
137	広島県、全国知事 会 重点34	B 地方に対 する規制緩和	05_教育・文 化	地方スポーツ推進計 画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求 める	スポーツ基本法第10条	文部科学省	茨城県、寝屋川市、高知県、 五島市
138	広島県、愛媛県、 全国知事会 重点35	B 地方に対 する規制緩和	06_環境・衛 生	瀬戸内海環境保全府 県計画の策定に係る 他の計画との一体的 策定	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代 替を可とすることを求める。	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条	環境省	—

139	広島県、愛媛県、 全国知事会 重点35	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項	環境省	—
140	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会 重点36	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県
141	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会 重点37	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項	内閣官房	栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県
142	広島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	港湾法第3条の3	国土交通省	茨城県、神奈川県、川崎市、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合
165	兵庫県、滋賀県、 京都府、堺市、神戸市、徳島県、 関西広域連合 重点38	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。	令和3年5月19日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について	内閣府	北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市
166	兵庫県、京都府、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、関西 広域連合 重点19	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	総務省	宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点33	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	農林水産省	宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県
170	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点23	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。(例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする(例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする	地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政防第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)	内閣府	宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県
173	京都市 重点39	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	消費者庁、厚生労働省	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市
179	千葉県、長野県、高知県 重点29	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県
185	山形県、宮城県 重点40	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)	総務省	神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県
194	指定都市市長会 重点41	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市
195	指定都市市長会 重点42	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止	登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項	厚生労働省、国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市

198	指定都市市長会 重点43	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領	国土交通省	千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県
199	指定都市市長会 重点44	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局長通知)	農林水産省	札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市
202	岐阜県、高知県 重点45	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類に係る事務負担の軽減	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第3号、同項第4号、同項第5号、同項第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項、同条第3項 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第6号	農林水産省	宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県
209	富山県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更について、現状では1ヘクタールを超えない場合「軽微な変更」が可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。	農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項第4号	農林水産省	宮城県、高崎市、川崎市、長野県、可児市、豊橋市、大分県
220	群馬県 重点46	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	都市計画法第21条及び第63条第1項、都市計画法施行規則第50条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項	国土交通省	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市
239	長野県 重点47	B 地方に対する規制緩和	11_その他	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要なとされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条	国土交通省	宮城県
240	長野県、愛知県 重点48	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	文部科学省	高崎市、京都市、熊本市

252	神戸市 重点36	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条	環境省	花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市
253	神戸市 重点49	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	環境省	花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市
254	神戸市 重点50	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要な不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	環境省	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市
255	神戸市 重点51	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号	環境省	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市
256	神戸市 重点52	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条	内閣府	宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山県、広島市、宇和島市、嘉麻市
257	神戸市 重点53	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	食育基本法第18条	農林水産省	盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県
258	神戸市 重点39	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。	食品衛生法第24条、第70条	消費者庁、厚生労働省	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市

259	神戸市 重点54	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。 結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象事業にかかる計画書のみ提出に簡素化されたい。	結核対策特別促進事業実施要綱、令和4年3月31日厚生労働省健康局事務連絡（令和4年度結核対策特別促進事業の予算執行方針）	厚生労働省	前橋市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、京都府、京都市、熊本市、沖縄県
260	神戸市 重点55	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第23号）第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市
261	神戸市 重点56	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市
262	神戸市 重点57	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定に当たり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	総務省	宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県
263	神戸市 重点20	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県
264	神戸市 重点58	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用（農地除く）	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。 あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画法、都市再生特別措置法	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市
265	神戸市 重点59	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用（農地除く）	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	都市再生特別措置法	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市

266	神戸市 重点60	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号	文部科学省	高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市
267	神戸市 重点61	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国土第102号)	国土交通省	相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県
268	神戸市 重点62	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	文部科学省	札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市
269	神戸市 重点26	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総務省第74号	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市
270	神戸市 重点63	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施設助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	総務省、文部科学省	千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市
275	愛知県 重点64	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。	健康増進法第8条、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条	厚生労働省	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岡山県、山口県
279	愛知県 重点65	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	文部科学省	札幌市、群馬県、千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市

281	群馬県、全国知事会 重点66	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条	内閣府	茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県
282	全国知事会、群馬県 重点67	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	循環器病対策推進計画の廃止	循環器病対策推進計画を廃止する。	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項	厚生労働省	長野県、山口県、高知県
283	全国知事会、三重県 重点68	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項	厚生労働省	栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県

(2) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案(4件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
45	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載についての見直し	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方及び記載について見直しを求める。取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。 現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取り組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も一桁台をこなすのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追い付かない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。 先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を確実に進める事ができる。	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府	別海町、ひたちなか市、高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、豊橋市、豊田市、伊勢市、倉敷市、笠岡市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市	計画の策定が実質的な義務になっていると主張できるような財政支援等との紐づけ等が現時点で存在しないことに加え、将来的な自治体ごとの作成率の公表や作成率に基づく補助金等交付についても、あくまで想定であり、具体的に予定されているものではないことを踏まえると、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
57	西宮市、芦屋市、猪名川町	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載についての見直し	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方及び記載について見直しを求める。取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。 現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果にたいして自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取り組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も一桁台を熟すのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追い付かない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。 先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を確実に進める事ができる。	災害対策基本法改正に伴う、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」	内閣府	高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、浜松市、豊橋市、豊田市、伊勢市、姫路市、小野市、和歌山市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市	計画の策定が実質的な義務になっていると主張できるような財政支援等との紐づけ等が現時点で存在しないことに加え、将来的な自治体ごとの作成率の公表や作成率に基づく補助金等交付についても、あくまで想定であり、具体的に予定されているものではないことを踏まえると、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
101	新潟県、群馬県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画に係る計画期間の延長	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画について、計画期間の延長を求める。	現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	【障害福祉計画】 障害者総合支援法第89条第1項 【障害児福祉計画】 児童福祉法第33条の22第1項	厚生労働省	栃木県、千葉県、神奈川県、長野県、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、宮崎県	令和3年提案募集管理番号41、157、198において、本件と同様の提案があり、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和4年中に結論を得る」とされている。 本件の提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

132	広島県	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	都道府県国土利用計画の策定義務の廃止	都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求める	県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画については、前段のとおり課題がある。)	国土利用計画法第7条	国土交通省	兵庫県、岡山県	都道府県国土利用計画の策定が実質的な義務になっていると主張できるような財政支援等との紐づけ等の存在が不明確であることに加え、提案団体自身も当該計画を策定しておらず、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
-----	-----	--------------	---------------	--------------------	--	---	------------	-------	---------	---

地方からの提案(デジタル(情報通信技術の活用))

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(49件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
17	石川県	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できる要件を柔軟に考え、例えば、緊急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当と認める場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内容で法令等の見直しをほしい。	労働委員会規則第16条の2(昭和24年中央労働委員会規則第1号)、労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について(令和3年2月1日付け厚生労働省発中0201第1号中央労働委員会会長通知)、労働委員会規則の一部を改正する規則(ウェブ活用関係)に係るQ&A(改訂版)について(令和3年2月15日付け中央労働委員会事務局総務課事務連絡)	厚生労働省	千葉県、岡山県、大分県
18	石川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療保護入院の届出の電磁的方法による提出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内に所定の事項を保健所経由で県に届け出る義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要とされていることから届出書及びその他必要書類について、病院から各保健所を経由して県に紙媒体で提出されている。当該届出について、電磁的方法による提出を可としてほしい。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について(平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)	厚生労働省	山梨県、長野県、広島市
20	安城市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。	騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条	環境省	札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市
28	長崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと	マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱いに関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	デジタル庁、総務省	宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 重点1	B 地方に対する規制緩和	11_その他	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	地方税法第73条の14、地方税法第73条の20の2、地方税法第73条の24、地方税法第382条、地方税法施行規則第15条の5の3	総務省、法務省	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

41	北広島市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において写真等の資料のみで被害認定を行うことを可能とする対象の拡大及び明確化等	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。	災害対策基本法第90条の2	内閣府	深川市、高崎市、埼玉県、川崎市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、今治市、八幡浜市、福岡県、大分県
42	山口市 重点2	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	総務省、国土交通省	館林市、浜松市、鹿児島市
44	中核市市長会、平塚市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	総務省、国土交通省	札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市
55	天草市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	高額療養費制度における窓口負担の軽減	高額療養費制度において、マイナンバーカードに当月中に支払った自己負担額情報を追加することで、同一月に複数の医療機関にかかり、合算して自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを限度額までにとどめる措置を求める。	国民健康保険法第57条の2、平成19年2月28日保国発第0228001号「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について」、平成23年10月21日保発第1021号「健康保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について」	厚生労働省	北海道、宮城県、海老名市、飯田市、三島市、長久手市、京都市、亀岡市、兵庫県、熊本市
56	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化	障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。 具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、身体障害者福祉法第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第6条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第10条、介護保険法第27条	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊橋市、半田市、大阪府、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、熊本市
62	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告の例示化	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	行政書士法第14条の5	総務省	長崎県

66	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化	都道府県知事が行う准看護師試験の試験施行場所等の公表方法について、告示のほか、都道府県の判断でその他適切な方法によっても公表をすることが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。 また、公表方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第4項に倣ってインターネットの利用を例示として挙げることを求める。	保健師助産師看護師法施行規則第19条	厚生労働省	宮城県、茨城県、千葉県、山梨県、滋賀県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県
78	足利市、田布施町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。 内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省	川越市、八幡浜市、熊本市
96	奈良県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画（マイキーID設定支援計画）と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号）	総務省	宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県
97	新潟県、岐阜県 重点3	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止	管理栄養士免許の各種申請（免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請）について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。	栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
105	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	特別児童扶養手当に係る申請手続について、現行の市町村窓口における受付に加え、都道府県が構築したオンライン申請システムを用いて申請者が申請を行い、都道府県が受付けたデータを市町村へ送付した上で市町村が審査・補正を実施し、その申請データを都道府県へ送付するという手法を可能とすること。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同法施行令、同法施行規則	厚生労働省	宮城県、群馬県、前橋市、山梨県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、大分県、別府市
109	茨城県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項	総務省、厚生労働省	宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県
113	関西広域連合 重点3	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

114	関西広域連合 重点3	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市
115	関西広域連合 重点3	B 地方に対する規制緩和	11_その他	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	デジタル庁、総務省、国土交通省	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県
116	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点3	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市
117	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点3	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第36条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の7第2項第2号、第159条の9、第159条の11第2項、第159条の12第2項	デジタル庁、総務省、厚生労働省	宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市
118	熊本市、船橋市、長崎市 重点4	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害支援区分認定調査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県
125	福井市、福井県 重点2	B 地方に対する規制緩和	11_その他	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	総務省、農林水産省	花巻市、秋田県、洪川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市
126	福井市、福井県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の林務部局でも提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすること、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	森林法第10条の7の2第1項、第191条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第59条、第76条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第382条	総務省、法務省、農林水産省	花巻市、秋田県、郡山市、福井市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市

127	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点5	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在は生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知事等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされたい。また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記みなし指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図られたい。	生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項	厚生労働省	北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県
143	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2	デジタル庁、総務省	新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県
144	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県
168	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)、介護サービス施設・事業所調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、茨城県、水戸市、高崎市、埼玉県、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、諏訪市、浜松市、名古屋市、豊田市、滋賀県、大阪府、大阪市、高槻市、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、延岡市
169	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、明石市、洲本市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)(2)等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を削減する ②両様式を同一様式に統一する ③複数事業を両様式に一括で記載できるようにする等 (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること。	自殺対策基本法第14条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条36号、地域自殺対策強化事業実施要綱、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	厚生労働省	盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、浜松市、豊田市、滋賀県、大阪府、広島市、山口県、高知県、熊本市、大分県
171	川西市、兵庫県 重点6	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等を行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	デジタル庁、財務省、経済産業省	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市
172	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府、デジタル庁、総務省	花巻市、千葉市、高知県

181	練馬区	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し	マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	個人情報保護委員会、デジタル庁	宮城県、富士見市、山梨県、城陽市、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市
183	練馬区	B 地方に対する規制緩和	11_その他	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤りに伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要な、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程	デジタル庁	花巻市、宮城県、船橋市、神奈川県、大垣市、京都市、長岡京市、兵庫県、西宮市、岡山県、広島市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市
187	埼玉県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。 また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条	経済産業省	福岡県、大分県
188	埼玉県、さいたま市、熊谷市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。 また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるように現行の規定を見直すこと。 ①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。 特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条、第8条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、動規制法施行規則第8条、第9条	経済産業省、環境省	青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県
189	埼玉県、さいたま市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壌汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	土壌汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	土壌汚染対策法第4条、第14条、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)	環境省	青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市
191	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等における記載要領を改訂すること	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	診療報酬請求書等の記載要領(昭和51年8月7日保険発第82号 直近改正令和4年3月25日保医発0325第1号)	厚生労働省	北海道、宮城県、千葉市、船橋市、飯田市、豊橋市、大阪市、広島市
197	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川崎市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

224	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	総務省、法務省	水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市
227	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条	法務省	花巻市、水戸市、富士見市、練馬区、八王子市、小平市、横須賀市、豊田市、豊中市、枚方市、浜田市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市
228	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	総務省、法務省	水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市
236	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手続きに当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続きの改善を図るとともに、システムの間合わせへの即対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」	国土交通省	帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川越市、東京都、江東区、小平市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、寝屋川市、広島市、芦屋町、大村市、熊本市、八代市、大分県、延岡市
241	長野県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること 具体的には、都道府県を経由した市町村への照会を「パターンA:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターンB:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターンC:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	—	総務省	宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市
246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市 重点14	B 地方に対する規制緩和	11_その他	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定 手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口に提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領	デジタル庁、総務省	宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

278	愛知県、福島県、宇和島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金について、過去に提出したデータから自動計算される等の事務の簡素化を求める。	国民健康保険法第70条、第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条、第4条、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	厚生労働省	北海道、宮城県、群馬県、千葉県、千葉市、神奈川県、相模原市、新発田市、浜松市、三島市、名古屋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪市、富田林市、兵庫県、広島市、愛媛県、久留米市、熊本市
280	宮崎市 重点14	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-1(1)	総務省	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市
287	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4	デジタル庁、総務省、財務省	宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
289	東京都	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省	宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県、